

## 議案第1号

北名古屋市行政不服審査会条例の制定について

北名古屋市行政不服審査会条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成28年2月23日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

### 提案理由

この案を提出するのは、行政不服審査法が公布されたことに伴い、審査請求に対して市が行う裁決の妥当性について判断を求め諮問する附属機関として、北名古屋市行政不服審査会を設置するため、本条例を定める必要があるからである。

## 北名古屋市行政不服審査会条例

### (設置)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）

第81条第4項の規定に基づき、市長の附属機関として、北名古屋市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 審査会は、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

### (組織)

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

### (委員)

第4条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律若しくは条例又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 市長は、審査会の委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務を行うことができないと認めるとき。

(2) その職に必要な適格性を欠くと認めるとき。

### (委員の守秘義務)

第5条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (会長)

第6条 審査会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて説明させ、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営その他必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第11条 第5条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第4条第1項の規定による審査会の委員の任命に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同項の規定の例によりすることができる。